



鳥取県公報

平成16年 3月 2日(火)
第 7 5 6 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (2件) (135・136) (協働推進室)	1
	結核予防法による医療機関の指定 (137) (健康対策課)	2
	結核予防法による医療機関の指定の辞退 (138) (＃)	2
	貸金業の規制等に関する法律による貸金業務取扱主任者研修の実施に関する 事務の委任 (139) (経済政策課)	3
	農業振興地域整備基本方針の変更 (140) (経営支援課)	3
	土地改良事業の協議の適否の決定 (141) (耕地課)	3
	過疎地域自立促進特別措置法による村道の新設に関する工事の開始 (142) (道路課)	4
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (143) (治山砂防課)	4
	都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る容積率等の 決定 (144) (建築課)	5
	災害危険区域の指定 (145) (＃)	5
公 告	平成16年度前期技能検定の実施 (労働雇用課)	6
	平成16年度随時実施技能検定の実施 (＃)	10
	二級建築士試験等の実施 (建築課)	12
正 誤	平成16年 2月20日付鳥取県公報第7561号中訂正.....	13

告 示

鳥取県告示第135号

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成16年4月13日までの間、鳥取県企画部協働推進室において公衆の縦覧に供する。

平成16年 3月 2日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 申請のあった年月日
平成16年 2月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人未来守りネットワーク

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

奥森 隆夫

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

境港市竹内団地255 - 3 夢みなとタワー内

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、鳥取県、島根県に跨る中海圏域の住民に対して、環境浄化活動、まちづくり事業及び芸術文化、スポーツを愛する青少年育成に関する事業を行い、住民主体の地域社会の活性化と発展に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第136号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成16年4月19日までの間、鳥取県企画部協働推進室において公衆の縦覧に供する。

平成16年3月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 申請のあった年月日

平成16年2月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人桜坂デイサービスセンター

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

山元 美津江

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

八頭郡用瀬町大字安蔵164

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、介護保険適応者だけではなく、傷害をもった方の憩いの場として、安心して日常生活をおくる支援に関する事業を行い、高齢者、障害者の幅広い生活支援に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第137号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年3月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団こばやし内科	鳥取市宮長9 - 1	平成16年3月1日

鳥取県告示第138号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により、次のとお

り告示する。

平成16年 3月 2日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
こばやし内科	鳥取市宮長 9 - 1	平成16年 2月29日

鳥取県告示第139号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第24条の7第10項の規定に基づき、同項に規定する内閣総理大臣が指定するものに貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務（以下「研修事務」という。）を行わせることとしたので、次のとおり告示する。

平成16年 3月 2日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 研修事務を行わせることとした機関の名称
社団法人全国貸金業協会連合会
- 2 主たる事務所の所在地
東京都港区三田三丁目 7 - 13
- 3 研修事務を行わせることとした日
平成16年 2月23日

鳥取県告示第140号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第5条第1項及び農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律（平成11年法律第120号）附則第3条第3項の規定に基づき、農業振興地域整備基本方針を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律第5条第3項及び農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律附則第3条第3項後段において準用する農業振興地域の整備に関する法律第4条第7項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年 3月 2日

鳥取県知事 片 山 善 博

「次のとおり」は、省略し、鳥取県農林水産部経営支援課、各総合事務所農林局及び各地方農林振興局に備えて縦覧に供する。

鳥取県告示第141号

米子市が行う土地改良事業（基盤整備促進事業尾高地区農業用排水）の協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成16年 3月 2日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成16年 3 月 2 日から20日間
- 3 縦覧に供する場所
米子市役所
- 4 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第142号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定に基づき、村道の新設に関する工事を次のとおり開始するので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成12年政令第175号）第7条第2項の規定により告示する。

平成16年 3 月 2 日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	工 事 区 間	工 事 の 種 類	工 事 の 開 始 の 日
佐治村道 南岸線	八頭郡佐治村大字古市字井領131 - 1地先から同村大字大井字縄手255 - 5地先まで	新 設	平成16年 3 月20日
	八頭郡佐治村大字古市字鷲303 - 9地先から同村大字森坪字井手上310 - 10地先まで		

鳥取県告示第143号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成16年 3 月 2 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 名称
坂本地区急傾斜地崩壊危険区域
 - 2 区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱11号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱11号を結んだ線に囲まれた区域のうち森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項の規定により指定された保安林及び砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された砂防指定地を除いた区域
- | 土 地 | 標 柱 |
|----------------------|-----|
| 東伯郡三朝町大字坂本字小田981 | 1号 |
| 東伯郡三朝町大字坂本字坪谷904 | 2号 |
| 東伯郡三朝町大字坂本字坪谷901 | 3号 |
| 東伯郡三朝町大字坂本字坪谷900 - 1 | 4号 |

東伯郡三朝町大字坂本字坪谷843 - 2	5号
東伯郡三朝町大字坂本字坪谷890 - 1	6号
東伯郡三朝町大字坂本字坪谷891	7号
東伯郡三朝町大字坂本字上ミ河原2205	8号
東伯郡三朝町大字坂本字上ミ河原793 - 1	9号
東伯郡三朝町大字坂本字坪谷798 - 1	10号
東伯郡三朝町大字坂本字坪谷818 - 1	11号

鳥取県告示第144号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第52条第1項第6号、第53条第1項第6号、第56条第1項第2号二及び別表第3（に）欄5の項の規定に基づき、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物について、容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの限度を次のとおり定めたので、告示する。

平成16年 3月 2日

鳥取県知事 片 山 善 博

指定区域	法第52条第1項第6号の規定に基づく数値	法第53条第1項第6号の規定に基づく数値	法第56条第1項第2号二の規定に基づく数値	法別表第3（に）欄5の項の規定に基づく数値
都市計画区域内の用途地域の指定のない区域（鳥取市及び米子市の区域を除く。）	10分の40	10分の7	2.5	1.5

鳥取県告示第145号

鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）第2条第1項の規定により、災害危険区域としての区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部建築課及び中部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成16年 3月 2日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 名称

坂本地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱11号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱11号を結んだ線に囲まれた区域のうち森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項の規定により指定された保安林及び砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された砂防指定地を除いた区域

土 地	標 柱
東伯郡三朝町大字坂本字小田981	1号
東伯郡三朝町大字坂本字坪谷904	2号
東伯郡三朝町大字坂本字坪谷901	3号
東伯郡三朝町大字坂本字坪谷900 - 1	4号
東伯郡三朝町大字坂本字坪谷843 - 2	5号

東伯郡三朝町大字坂本字坪谷890 - 1	6号
東伯郡三朝町大字坂本字坪谷891	7号
東伯郡三朝町大字坂本字上ミ河原2205	8号
東伯郡三朝町大字坂本字上ミ河原793 - 1	9号
東伯郡三朝町大字坂本字坪谷798 - 1	10号
東伯郡三朝町大字坂本字坪谷818 - 1	11号

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定に基づき、平成16年度前期実施の技能検定を次のとおり実施する。

平成16年3月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 検定を実施する等級別の職種（作業）

（1） 1級及び2級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）

造園（造園工事作業）

機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、心無し研削盤作業、数値制御旋盤作業、数値制御フライス盤作業、マシニングセンタ作業）

放電加工（数値制御形彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業）

金属プレス加工（金属プレス作業）

鉄工（構造物鉄工作業）

建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）

めっき（電気めっき作業）

仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）

産業車両整備（産業車両整備作業）

鉄道車両製造・整備（機器ぎ装作業、内部ぎ装作業、配管ぎ装作業）

建設機械整備（建設機械整備作業）

婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）

紳士服製造（紳士注文服製作作業）

布はく縫製（ワイシャツ製造作業）

家具製作（家具手加工作業、家具機械加工作業）

建具製作（木製建具手加工作業、木製建具機械加工作業）

プラスチック成形（射出成形作業）

石材施工（石張り作業）

とび（とび作業）

左官（左官作業）

タイル張り（タイル張り作業）

畳製作（畳製作作業）

防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、FRP防水工事作業）

内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）

熱絶縁施工（保温保冷工事作業）

サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）

表装（表具作業、壁装作業）

塗装（木工塗装作業、建築塗装作業、噴霧塗装作業）

広告美術仕上げ（広告面ペイント仕上げ作業、広告面粘着シート仕上げ作業）

写真（肖像写真作業）

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

(2) 3級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）

造園（造園工事作業）

機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、数値制御旋盤作業、マシニングセンタ作業）

めっき（電気めっき作業）

仕上げ（機械組立仕上げ作業）

機械保全（機械系保全作業）

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

とび（とび作業）

内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）

広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）

(3) 単一等級

路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカ－工事作業、加熱ペイントマシンマーカ－工事作業）

塗料調色（調色作業）

産業洗浄（高圧洗浄作業）

2 検定の方法

実技試験及び学科試験

3 技能検定試験の実施期日等

(1) 実技試験

ア 実施期日

平成16年6月14日（月）から同年9月5日（日）までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、平成16年6月7日（月）から鳥取県職業能力開発協会の掲示板に掲示するとともに、受検申請者に送付する。ただし、一部の職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

(ア) 1級及び2級

職 種	実 施 期 日
造園、金属プレス加工、産業車両整備、布はく縫製、プラスチック成形、 とび、防水施工、サッシ施工及び塗装	平成16年 8月22日 (日)
園芸装飾、機械加工、鉄工、めっき、電子機器組立て、建設機械整備、婦 人子供服製造、紳士服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作、内装仕 上げ施工及び広告美術仕上げ	平成16年 8月29日 (日)
写真	平成16年 9月 1日 (水)
放電加工、建築板金、仕上げ、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、石 材施工、タイル張り、熱絶縁施工、表装及びフラワー装飾	平成16年 9月 5日 (日)

(イ) 3級

職 種	実 施 期 日
園芸装飾、造園、機械加工、めっき、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、 とび、内装仕上げ施工及び広告美術仕上げ	平成16年 8月 1日 (日)

(ウ) 単一等級

職 種	実 施 期 日
産業洗浄	平成16年 8月22日 (日)
路面標示施工及び塗料調色	平成16年 9月 5日 (日)

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

4 手数料

(1) 実技試験

ア 1級及び2級

職 種	手 数 料
下記以外の職種	15,700円
婦人子供服製造	13,000円

イ 3級

職 種	手 数 料	
	在 校 生	在校生以外
園芸装飾ほか9職種	10,500円	15,700円

ウ 単一等級

15,700円

(2) 学科試験

3,100円

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

- ア 技能検定受検申請書 (以下「申請書」という。)
- イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取県職業能力開発協会

住所 〒680 - 0845 鳥取市富安二丁目159 久本ビル5階

電話 0857 - 22 - 3494

(3) 受付期間

平成16年4月5日(月)から同月16日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで。

なお、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号。以下「信書便法」という。)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による送達(以下「信書便送達」という。)による場合は、平成16年4月16日(金)までの消印又は同条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り、受け付ける。

(4) 受検申請に関する注意

- ア 申請書の用紙及び受検案内は、鳥取県職業能力開発協会配布する。
- イ 申請書を郵送又は信書便送達をする場合は、書留郵便又は信書便法第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。
- ウ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者に係る受検申請については、1に掲げる職種以外の職種(指定試験機関が実施する職種を除く。)についても、受け付ける。
- エ 手数料は、4に掲げる金額を所定の銀行振込用紙により、鳥取県職業能力開発協会へ納付すること。
- オ 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はない。
- カ 受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

6 合格者の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者は、平成16年9月3日(金)(平成16年8月1日(日)に学科試験を実施する職種に限る。)及び平成16年10月5日(火)(平成16年9月3日(金)に合格発表を行わない職種に限る。)付けの鳥取県公報で公告する。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が平成16年9月3日(金)(平成16年8月1日(日)に学科試験を実施する職種に限る。)及び平成16年10月5日(火)(平成16年9月3日(金)に合格発表を行わない職種に限る。)付けの書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書の交付

1級及び単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定合格者には鳥取県知事名の合格証書を交付する。

7 その他

不明な点については、鳥取県職業能力開発協会(電話0857-22-3494)又は鳥取県商工労働部労働雇用課(電話0857-26-7222)に問い合わせること。

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定に基づき、平成16年度随時実施の技能検定を次のとおり実施する。

平成16年3月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 検定を実施する等級別の職種

(1) 3級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工（普通旋盤及びフライス盤に係るものに限る。）、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全（機械系保全に係るものに限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て、開閉制御器具組立て及び回転電機巻線製作に係るものに限る。）、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色（糸浸染に係るものに限る。）、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

(2) 基礎1級及び基礎2級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

2 検定の方法

実技試験及び学科試験

3 技能検定試験の実施期日等

(1) 実技試験

ア 実施期日

平成16年4月1日（木）から平成17年3月31日（木）までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受検申請者に送付する。ただし、一部の職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

平成16年4月1日（木）から平成17年3月31日（木）までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

4 手数料

(1) 実技試験

職 種	手 数 料
下記以外の職種	15,700円
機械検査及び婦人子供服製造	13,000円

(2) 学科試験

3,100円

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

- ア 技能検定受検申請書 (以下「申請書」という。)
- イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取県職業能力開発協会

住所 〒680 - 0845 鳥取市富安二丁目159 久本ビル5階

電話 0857 - 22 - 3494

(3) 受付期間

随時 (平成16年12月29日 (水) から同月31日 (金) まで及び平成17年1月3日 (月)、日曜日、土曜日並びに国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時まで) に限る。) 受け付ける。(原則として、技能検定の受検を希望する日の30日前までとする。)

(4) 受検申請に関する注意

- ア 申請書の用紙及び受検案内は、鳥取県職業能力開発協会配布する。
- イ 申請書を郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による送達 (以下「信書便送達」という。) をする場合は、書留郵便又は同条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。
- ウ 手数料は、4に掲げる金額を所定の銀行振込用紙により、鳥取県職業能力開発協会へ納付すること。
- エ 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はない。
- オ 受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。
- カ 3級の技能検定については、受検しようとする職種に係る基礎1級又は基礎2級の技能検定に合格した者に限り、受検することができる。

6 合格通知等

(1) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書の交付

技能検定合格者には、鳥取県知事名の合格証書を交付する。

7 その他

この技能検定は、外国人研修・技能実習制度に係る研修成果の評価及び習得技能等の認定に活用するものである。

不明な点については、鳥取県職業能力開発協会 (電話0857 - 22 - 3494) 又は鳥取県商工労働部労働雇用課 (電話0857 - 26 - 7222) に問い合わせること。

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成16年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

平成16年3月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 試験の日時

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

平成16年7月4日（日）午前10時から午後5時10分まで

イ 設計製図の試験

平成16年9月26日（日）午前11時30分から午後4時まで

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

平成16年7月25日（日）午前10時から午後5時10分まで

イ 設計製図の試験

平成16年10月10日（日）午前11時30分から午後4時まで

2 試験の会場

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

鳥取環境大学 鳥取市若葉台北一丁目1-1

イ 設計製図の試験

鳥取県立鳥取工業高等学校 鳥取市生山111

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

鳥取環境大学 鳥取市若葉台北一丁目1-1

イ 設計製図の試験

鳥取県立鳥取工業高等学校 鳥取市生山111

3 試験の内容

(1) 学科の試験

ア 建築計画（建築設備の概要を含む。）

イ 建築構造（構造計算及び建築材料を含む。）

ウ 建築施工（施工契約及び敷地測量を含む。）

エ 建築法規（建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築士法並びにこれらの関係法令）

(2) 設計製図の試験

建築設計製図（仕様書の作成を含む。）

4 受験申込手続

(1) 受付期間及び場所

ア 平成16年4月12日（月）から同月16日（金）までの午前10時から午後4時まで

社団法人鳥取県建築士会 鳥取市田園町三丁目375

イ 平成16年4月12日（月）及び13日（火）の午前10時から午後4時まで

鳥取県西部総合事務所 第15会議室 米子市鞆町一丁目160

(2) 申込方法

次の書類を持参すること。

ア 受験申込書

イ 実務の経験を記載した書類

ウ 無帽・無背景・正面上3分身を写した写真（縦5.5センチメートル、横4センチメートルで、平成16年1月以降に撮影したもの）

エ 建築士法第15条第1号又は第2号に該当する者にあつては、同条第1号又は第2号に掲げる学校を卒業したことを証する証明書（その証明書を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）

オ 建築士法第15条第3号に該当する者にあつては、同条第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを認定するに必要な資料となるべき書類

5 合格者の発表及び合否の通知

平成16年12月9日（木）（予定）に合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。なお、学科の試験の合格者には、平成16年9月7日（火）（予定）に通知する。

6 その他

(1) 受験申込書の用紙は、次の場所で平成16年4月5日（月）から同月16日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）に配布する。

社団法人鳥取県建築士会事務局 鳥取市田園町三丁目375

鳥取県鳥取地方県土整備局建築住宅課 鳥取市立川町六丁目176

鳥取県中部総合事務所県土整備局建築住宅課 倉吉市東巖城町2

鳥取県西部総合事務所県土整備局建築住宅課 米子市糀町一丁目160

(2) 設計製図の試験の課題は、平成16年6月23日（水）（予定）から社団法人鳥取県建築士会に掲示するとともに、学科の試験の会場においても掲示する。

(3) 受験手数料

受験手数料は、1万3,900円とし、所定の方法により納付すること。

(4) 問合せ先

鳥取県県土整備部建築課建築指導係 鳥取市東町一丁目220 電話0857 - 26 - 7391

(5) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ、財団法人建築技術教育普及センター本部業務第1課（電話03 - 5524 - 3105）にその旨を申し出ること。

正 誤

平成16年2月20日付鳥取県公報第7561号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	行	誤	正
25	下から10	5日（金）	24日（水）
26	下から5	March 5	March 24

